

平成30年度 熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センター協力企業募集要領

1. 募集の対象者

平成30年度において、熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センターが発注する工事等（小修繕工事・空室修繕工事など）に参加しようとする業者で、熊本市内に主たる営業所を有する企業。

※ 熊本市工事契約課(328-2442)の工事請負業者名簿・熊本市契約政策課(328-2136)の小規模修繕希望者名簿・業務委託等に係る競争入札資格等参加資格者名簿のいずれかの中に記載されている事も必要です。

2. 業者登録対象業種（希望業種数は、複数可です。）

- (1) 建築（専用部メンテナンス）・・・内装工事・建具・鍵等
- (2) 建築（共用部メンテナンス）・・・建物外部工事等
- (3) 給排水衛生
- (4) 電気・TV・保安機器
- (5) ガス
- (6) その他

3. 申請の受付

(1) 申請方法

① 郵送

※申請書の返送（受付印）が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒またはハガキを同封すること。

② 持参（持参者は、申請書記載内容について、説明できる者であること。）

※受付印（申請書コピー）が必要な場合は、提出時に申し出ること。

(2) 受付期間及び提出先

① 郵送の場合

- 受付期間 平成30年1月15日（月）～平成30年1月26日（金）

※平成30年1月26日（金）までにセンター必着とします。

- 提出先 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 9F
熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センター

② 持参の場合

- 受付期間 平成30年1月15日（月）～平成30年1月26日（金）

※土日、祝日を除く

- 受付時間 午前9時00分～午後5時00分まで
- 提出先 熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センター

(3) 登録申請会社への業務説明

- 平成 30 年 2 月 5 日(月) 午前 10 時 45 分から午前 11 時 30 分頃まで
熊本市役所本庁 8 階会議室
※埋蔵文化財調査室 隣

4. 質疑

質疑がある場合は、平成 30 年 1 月 23 日 (火) 午後 5 時まで、別記様式 5「質問用紙」に記載後、熊本市(中央・北・西区)市営住宅管理センターへ提出してください。

「質問用紙」の提出方法は、①持参 ②郵送 ③FAX(電話は不可)にて受付し、回答は質問をされた企業にのみ回答いたします。質疑期間終了後の質問は、申請の手続きに関するものを除き、受け付けませんので予めご了承ください。※郵送の場合は、締切日までに必着です。

5. 提出書類及び提出部数

※H29 年度にて、登録会社となっている場合で、提出済書類の内容に変更がなければ、②、④、⑤、⑥の提出は必要ありません。

	提出書類	提出部数
1	平成 30 年度熊本市(中央・北・西区)市営住宅管理センター 業者資格申請書 ……別記様式 1	各 1 部
②	工事経歴書及び会社案内(パンフレット等)	
3	決算書 ※直近の決算書	
④	法人の場合は登記簿謄本(法務局発行)、また、個人の場合は代表者の 身分証明書(市町村発行)の写し ※有効期限 3 ヶ月以内のもの	
⑤	印鑑証明書の写し(法人は法務局発行、個人は市町村発行) ※有効期限 3 ヶ月以内のもの	
⑥	使用印鑑届(原本) 必要に応じて ……別記様式 2	
7	個人情報の保護の社内規定・誓約書受取等事例 (プライバシーマーク 取得・社員全員の保護誓約書・事故発生対応の保険等の有無)	
8	労災保険支払い証明書の写し	
9	各種許可証の写し(建設業許可・熊本市入札資格等)	
10	誓約書 ……別紙様式 4	
11	業務提案書類	1 部

※番号②、11 の書類については、各社様式で可

※見積書・契約書・請求書等、実印にて捺印を行う場合、使用印鑑届(様式 2)は必要ありません。

6. 資格審査

資格審査については総合評価方式を採用し、下記項目を審査対象の基準とします。

(1) 第一次審査（提案書類等審査）……………評価 50点

1-10 までの提出書類と

11-業務提案書の内容は（下記の①～⑤について、内容を記載した書類を各1部提出）

※様式の指定は、ありません。

- ① 熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センターが発注する工事等を、効率的かつ適正に行うために必要な執行体制を確保することができること。
- ② 安定的な経営基盤を有していること。
- ③ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切に遂行できること。
- ④ 熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センターが発注する工事等について、相当の知識及び経験を有するものを従事させることができ、かつ、緊急時に速やかに対応（24時間体制）ができること。
- ⑤ 個人情報保護に関する業務運用が適切と判断される管理ができること。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）……………評点50点

提出いただいた書類について、具体的な内容、また、実用性についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。第二次審査の日程は、申請書受付時に実施予定日をご説明いたします。平成30年2月下旬を予定しております。

※申請時に予定日時を説明致します。

7. 業者登録資格期間

第一次審査・第二次審査の総合評点を基に、60点以上を基準ラインと定めて、工事種目毎に評価点の高い順に、登録予定者とし、業種毎の業者数については、限定する場合もございます。また、これまで工事管理等に問題のあった会社については、登録は控えます。

また、登録業者決定の通知については平成30年3月中旬頃書面にてご連絡致します。

尚、第一次審査の結果、評定30点未満の業者については第二次審査を行いません。

ご留意の程よろしくお願い致します。（この際は、御連絡を致します。）

又、審査結果についてのご質問は一切お受けできませんので、予めご了承ください。

8. 業者登録資格期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとします。

9. その他

- (1) 提出書類は、黒ひももしくはクリップ等でまとめて提出してください。
- (2) 業者登録資格審査申請もしくは添付書類について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、登録は行いません。

10. 問い合わせ先

熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センター

電 話：096-327-5101

F A X：096-327-5105

担 当：施設管理グループ 濱口・白木・松尾